

荒川右岸流域関連富士見公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者  
富士見市長 星野光弘

工事着手の年月日

昭和 49年 10月 21日

工事完成の予定年月日

令和 5年 3月 31日

令和 7年 3月 31日

(第1表の1)

予 定 排 水 区 域 及 び 放 流 箇 所 調 書					
処理区域の面積	1 2 2 3 1 2 6 4ヘクタール		処理区域内の地名	富 士 見 市 区域は下水道計画一般図表示のとおり	
処理分区の名称	面積 (h a)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
新河岸第12-2-1 処 理 分 区	2 2 5 2 2 6	新河岸川第12	大字勝瀬字反町	荒川右岸流域下水道 新 河 岸 川 幹 線	日平均 7,420 m <sup>3</sup> /日 日平均 7,180 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm S S 145ppm
新河岸第12-2-2 処 理 分 区	9 2 8	新河岸川第12-1	大字勝瀬字反町	荒川右岸流域下水道 新 河 岸 川 幹 線	日平均 20 m <sup>3</sup> /日 日平均 60 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm B O D 170ppm S S 145ppm S S 128ppm
新河岸第13 処 理 分 区	1 2 1 4	新河岸川第13	大字鶴馬字畑下	荒川右岸流域下水道 新 河 岸 川 幹 線	日平均 40 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm B O D 212ppm S S 145ppm S S 170ppm
新河岸第14 処 理 分 区	2 1 6 2 2 5	新河岸川第14	大字下南字路道	荒川右岸流域下水道 新 河 岸 川 幹 線	日平均 1,000 m <sup>3</sup> /日 日平均 1,030 m <sup>3</sup> /日 B O D 186ppm S S 143ppm S S 144ppm
新河岸第16-1-1 処 理 分 区	3 4	新河岸川第16-1	志木市上宗岡三丁目	荒川右岸流域下水道 新 河 岸 川 幹 線	日平均 90 m <sup>3</sup> /日 日平均 100 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm S S 145ppm
砂川堀第3-2 処 理 分 区	7 8	砂川堀第3	大字勝瀬字市街道	荒川右岸流域下水道 砂 川 堀 幹 線	日平均 4,030 m <sup>3</sup> /日 日平均 3,980 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm S S 145ppm
砂川堀第4-2 処 理 分 区	5 8	砂川堀第4	大字勝瀬字柳合	荒川右岸流域下水道 砂 川 堀 幹 線	日平均 500 m <sup>3</sup> /日 B O D 187ppm S S 145ppm

(第1表の1)

予 定 排 水 区 域 及 び 放 流 箇 所 調 書					
処理分区の名称	面積 (h a)	流域下水道との 接続箇所の番号	流域下水道との 接続箇所の位置	接続する流域 下水道の幹線名	摘 要
江川第2 処理分区	55	江川第2	大字鶴馬字名志久保	荒川右岸流域下水道 江川幹線	日平均 2,280 m <sup>3</sup> /日 日平均 2,260 m <sup>3</sup> /日 BOD 187ppm BOD 186ppm SS 145ppm
江川第3 処理分区	51	江川第3	鶴馬一丁目	荒川右岸流域下水道 江川幹線	日平均 2,760 m <sup>3</sup> /日 日平均 2,720 m <sup>3</sup> /日 BOD 187ppm BOD 188ppm SS 145ppm SS 146ppm
江川第4 処理分区	309 317	江川第4	大字鶴馬字出口	荒川右岸流域下水道 江川幹線	日平均 11,590 m <sup>3</sup> /日 日平均 10,990 m <sup>3</sup> /日 BOD 187ppm SS 145ppm
柳瀬川第8 処理分区	49 51	柳瀬川第8	大字針ヶ谷字中通	荒川右岸流域下水道 柳瀬川幹線	日平均 1,870 m <sup>3</sup> /日 日平均 1,860 m <sup>3</sup> /日 BOD 188ppm BOD 187ppm SS 145ppm
柳瀬川第9 処理分区	84	柳瀬川第9	大字水子字岡の坂	荒川右岸流域下水道 柳瀬川幹線	日平均 1,760 m <sup>3</sup> /日 日平均 1,750 m <sup>3</sup> /日 BOD 187ppm SS 145ppm
柳瀬川第10-1 処理分区	43	柳瀬川第10	大字水子字北袋	荒川右岸流域下水道 柳瀬川幹線	日平均 2,800 m <sup>3</sup> /日 日平均 2,830 m <sup>3</sup> /日 BOD 170ppm BOD 171ppm SS 204ppm

(第1表の2)

予 定 排 水 区 域 及 び 放 流 箇 所 調 書					
排 水 区 域 の 面 積		5 7 5ヘクタール		排 水 区 域 内 の 地 名	富 士 見 市 区域は下水道計画一般図表示のとおり
排 水 区 の 名 称	面 積 (h a)	主 要 な 吐 口 の 番 号	放 流 箇 所 の 位 置	放 流 先 の 名 称	摘 要
江川左岸第一排水区	4		関 沢 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第二排水区	1 3		関 沢 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第三排水区	1		関 沢 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第四排水区	4		関 沢 一 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第五排水区	1 1		鶴 馬 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第六排水区	3		鶴 馬 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川左岸第七排水区	1 3 4	No. 1	大 字 鶴 馬 字 前 谷	富 士 見 江 川	
江川右岸第一排水区	6		関 沢 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第二排水区	4		関 沢 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第三排水区	6		関 沢 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第四排水区	4 2	No. 2	関 沢 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第五排水区	7		鶴 馬 二 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第六排水区	3		鶴 馬 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第七排水区	4		鶴 馬 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第八排水区	2		鶴 馬 三 丁 目	富 士 見 江 川	
江川右岸第九排水区	3		大 字 鶴 馬 字 前 谷	富 士 見 江 川	

(第1表の2)

予 定 排 水 区 域 及 び 放 流 箇 所 調 書					
排水区 の 名 称	面 積 (h a)	主 要 な 吐口の番号	放 流 箇 所 の 位 置	放 流 先 の 名 称	摘 要
江川右岸第十排水区	2		大字水子字山崎	富士見江川	
江川右岸第十一排水区	81	No. 4	大字水子字山崎前	富士見江川	
柳瀬川第一排水区	45	No. 5	大字水子字別所前	柳瀬川	
新河岸川第一排水区	23	No. 8	大字鶴馬字内谷	新河岸川	
新河岸川第二排水区	34	No. 6	大字下南畑字下ノ谷	新河岸川	
新河岸川第五排水区	71	No. 7	水谷東三丁目	新河岸川	
砂川堀左岸第三排水区	73	No. 3	大字勝瀬字道京	砂川堀第2雨水幹線	

(第3表の2)

吐 口 調 書							
排水区域 の名称	主 要 な 吐口の種類	主 要 な 吐口の番号	主 要 な 吐口の位置	計画放流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )	放 流 先 の 名 称	放流先 の水位	摘 要
江川左岸第 七排水区	分 流 式 雨 水 暗 渠	NO, 1	大 字 鶴 馬 字 前 谷	19.9	富士見江川		
江川右岸第 四排水区	分 流 式 雨 水 開 渠	NO, 2	関 沢 三 丁 目	58.7	富士見江川		
砂川堀左岸 第三排水区	分 流 式 雨 水 暗 渠	NO, 3	大 字 勝 瀬 字 道 京	19.2	砂川堀第2 雨 水 幹 線		
江川右岸第 十一排水区	分 流 式 雨 水 開 渠	NO, 4	大 字 水 子 字 山 崎 前	9.9	富士見江川		点検の方法：動作確認 頻度：1年に2回以上
柳瀬川第一 排水区	分 流 式 雨 水 開 渠	NO, 5	大 字 水 子 字 別 所 前	8.3	柳 瀬 川		点検の方法：動作確認 頻度：1年に1回以上
新河岸川第 一排水区	分 流 式 雨 水 暗 渠	NO, 8	大 字 鶴 馬 字 内 谷	13.5	新 河 岸 川		
新河岸川第 二排水区	分 流 式 雨 水 暗 渠	NO, 6	大 字 下 南 畑 字 下 ノ 谷	7.4	新 河 岸 川		
新河岸川第 五排水区	分 流 式 雨 水 暗 渠	NO, 7	水 谷 東 三 丁 目	15.2	新 河 岸 川	AP+7.830m	点検の方法：動作確認 頻度：1年に12回以上

(第4表の1)

管 渠 調 書				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
新河岸第12-2-1処理分区	◎250	670		
	◎300	1,210		
	◎350	1,560		
	◎400	580		
	◎450	400		
	◎600	210		
	◎700	30		
	◎800	40		
	小 計	4,700		
	新河岸第12-2-2処理分区	◎200	130 20	
小 計		130 20		
新河岸第13処理分区	◎250	80		
	小 計	80		
新河岸第14処理分区	◎200	1,280		
	◎250	1,810	1箇所	方法：マンホール内の目視、若しくは管口 テレビカメラを用いる方法。 頻度：5年に1回以上 追加理由：マンホールポンプ放流管下流で 腐食の危険性が高い 路線番号 204番
	◎300	620		
	◎350	680		
	◎450	210		
	◎500	430		
	◎600	270		
	小 計	5,300	1箇所	
新河岸第16-1-1処理分区	◎200	370		
	小 計	370		

(第4表の1)

管 渠 調 書				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
砂川堀第3-2処理分区	◎350	40		
	◎400	480		
	◎450	370		
	◎500	140		
	小 計	1,030		
砂川堀第4-2処理分区	◎250	70	1箇所	方法：マンホール内の目視、若しくは管口 テレビカメラを用いる方法。 頻度：5年に1回以上 追加理由：圧送管放流箇所で腐食の危険性 が高い 路線番号 155番
	◎300	110		
	◎800	1,130		
	小 計	1,310	1箇所	
江川第2処理分区	◎200	90		
	◎350	10		
	◎400	420		
	◎450	290		
	◎500	120		
	小 計	930		
江川第3処理分区	◎300	160	1箇所	方法：マンホール内の目視、若しくは管口 テレビカメラを用いる方法。 頻度：5年に1回以上 追加理由：圧送管放流箇所で腐食の危険性 が高い 路線番号 226番
	◎350	90		
	◎400	160		
	◎450	530		
	小 計	940	1箇所	

(第4表の1)

管 渠 調 書				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
江川第4処理分区	◎250	680		
	◎300	160		
	◎350	490		
	◎400	1,280		
	◎450	220		
	◎500	20		
	◎800	2,300		
	小 計	5,150		
柳瀬第8処理分区	◎250	290		
	◎350	50		
	小 計	340		
柳瀬第9処理分区	◎200	300		
	◎250	230		
	◎300	510	1箇所	方法：マンホール内の目視、若しくは管口 テレビカメラを用いる方法。 頻度：5年に1回以上 追加理由：汚水管の合流点であり、マン ホールポンプ場で腐食の危険性が高い 路線番号 既38番
	◎350	430		
	◎450	40		
	◎600	10		
	小 計	1,520	1箇所	
	柳瀬第10-1処理分区	◎350	80	
◎400		170		
◎450		110		
◎500		440		
◎600		60		
小 計		860		
総 計		22,660 22,550	4箇所	

(第4表の2)

管 渠 調 書				
処理区の名 称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
江川左岸第七排水区	□1800×2000	650		
	□3000×2400	660		
	□1500×1500	320		
	□1700×1700	30		
	□1800×2000	20		
	□1200×1200	190		
	□3000×2400	70		
	◎1650	1,150		
	◎2000	200		
	◎2200	220		
	小 計	3,510		
	江川右岸第四排水区	□3500×2500	80	
□3600×2500		400		
□3700×2500		80		
□3800×2500		350		
小 計		910		
江川右岸第十一排水区	◎1350	140		
	◎1500	290		
	◎1800	160		
	◎2000	270		
	□2000×1800	310		
	▽ 4200 3100×1800	580		
	小 計	1,750		
砂川堀左岸第三排水区	◎350	10		
	◎1500	30		
	◎1650	30		
	小 計	70		

(第4表の2)

管 渠 調 書				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
柳瀬川第一排水区	◎1200	40		
	◎1350	80		
	◎1500	250		
	□1500×1000	40		
	□1500×1500	130		
	□1600×1600	210		
	□1800×1800	410		
	□2700×1800	140		
	小 計	1,300		
	新河岸川第一排水区	◎1350	20	
□2400×2400		140		
□2600×2600		110		
□2600×2700		100		
□2600×2800		190		
□2600×2900		180		
□2600×3100		160		
□1400×1400		70		
□1700×1700		150		
□2500×2500		40		
□2600×2700		50		
小 計		1,210		

(第4表の2)

管 渠 調 書				
処理区の名 称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
新河岸川第二排水区	◎1800	460		
	◎2000	90		
	□1400×1400	250		
	□1500×1500	130		
	□1600×1600	120		
	□1700×1700	70		
	□1400×1400	40		
	□1500×1500	450		
	□2000×2000	20		
	小 計	1,630		
	新河岸川第五排水区	◎1500	270	
□1400×1400		120		
□1500×1500		120		
□1600×1600		190		
□1800×1800		360		
□1900×1900		540		
□2200×1700		230		
□3500×1700		110		
□4300×1500		40		
□5000×1700		50		
▽ 9400 8500×1500		530		
□3000×3000		70		
小 計		2,630		
総 計		13,010		

(第6表の1)

ポンプ施設調書					
ポンプ施設の名称	処理区分の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位 アール)	1分間の揚水量 雨天時最大	摘用
別所雨水ポンプ場	新河岸川第五排水区	水谷東三丁目	28.66	198.0 m <sup>3</sup> /min	雨水

(第6表の2)

ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	適用
別所雨水ポンプ場	流入ゲート	1台	鋼板製 電動角形ゲート	W1400×H2100×2.2kw	
	粗目スクリーン	2台	SUS製目巾150mm		
	細目自動除塵機	2台	前面掻揚背面降下式 目巾50mm ×取付角70°	W3000×H3760×2.2kw	
	雨水ポンプ	2台	水中渦巻斜流ポンプ φ700	51 m <sup>3</sup> /min×6m×90kw	
		1台	渦巻式水中ポンプ φ800 鋼板製	96 m <sup>3</sup> /min×4.2m×110kw	
	遮水ゲート	1台	電動角形ゲート	W3000×H3000×3.7kw	
	自家発電設備	1台	ディーゼルエンジン掛	500KVA×420W	雨水ポンプ用
	自家発電設備	1台	ディーゼルエンジン掛	75KVA×210V	非常時
	電気設備	1台			
建築設備	1棟	鉄筋コンクリート造			

財政計画

(単位：千円)

年次	イ. 経費の部										合計	
	建設改良費					うち用地費	起債元利償還費	維持管理費	その他			
	管渠	ポンプ場	処理場	計								
昭和50年～												
令和3年	36,599,341	1,964,365		38,563,706	171,033	42,274,618	15,339,007			96,177,331		
小計	36,757,655	1,976,953		38,734,608	171,033	42,259,229	15,346,317			96,340,154		
令和4年	750,000	290,500		1,040,500		693,612	510,000			2,244,112		
	398,006	144,000		542,006		688,157	621,131			1,851,294		
	—	—		—		—	—			—		
令和5年	579,406	467,000		1,046,406		579,878	621,000			2,247,284		
	—	—		—		—	—			—		
令和6年	350,100	19,500		369,600		560,545	621,000			1,551,145		
	750,000	290,500		1,040,500		693,612	510,000			2,244,112		
小計	1,327,512	630,500		542,006		1,828,580	1,863,131			5,649,723		
	37,349,341	2,254,865		39,604,206	171,033	42,968,230	15,849,007			98,421,443		
合計	38,085,167	2,607,453		39,276,614	171,033	44,087,809	17,209,448			101,989,877		

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

財政計画

(単位：千円)

年次	源の部										合計	
	建設改良費					維持管理及び起債元利償還費						
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	都市計画税	その他	計	下水道使用料	他会計繰入金	その他		計
昭和50年～令和3年	5,570,864	23,539,099	6,966,676	2,087,861		399,206	38,563,706	25,743,787	31,869,838		57,613,625	96,177,331
小計	5,626,434	23,674,599	6,906,202	2,128,167		399,206	38,734,608	25,754,969	31,850,577		57,605,546	96,340,154
令和4年	332,750	346,475	336,275	25,000			1,040,500	1,053,286	150,326		1,203,612	2,244,112
令和5年	—	—	—	—			—	—	—		—	—
令和6年	374,500	138,486	526,770	6,650			1,046,406	1,037,301	163,577		1,200,878	2,247,284
小計	—	—	—	—			—	—	—		—	—
合計	58,000	268,795	41,985	820			369,600	1,041,627	139,918		1,181,545	1,551,145
小計	332,750	346,475	336,275	25,000			1,040,500	1,053,286	150,326		1,203,612	2,244,112
合計	494,250	839,381	602,807	21,574			1,958,012	3,143,686	548,025		3,691,711	5,649,723
小計	5,903,614	23,885,574	7,302,951	2,112,861		399,206	39,604,206	26,797,073	32,020,164		58,817,237	98,421,443
合計	6,120,684	24,513,980	7,509,009	2,149,741		399,206	40,692,620	28,898,655	32,398,602		61,297,257	101,989,877
下水道使用料※関連事項	接続率：99.1%（4年度：初年度）→100.0%（6年度：最終年度） 講じる対策：広報紙等広報活動により未接続世帯に対し下水道接続の啓発を行う 有収率：85.3%（4年度：初年度）→85.3%（6年度：最終年度） 講じる対策：下水道接続確認検査により誤接続等を確認することで不明水の浸入を防ぐ その他の講じる対策：平成17年に使用料を改定したが、今後も引き続き社会情勢等を勘案しつつ段階的に使用料の見直しを実施し、適切な使用料を維持する。											

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン（平成26年6月、国土交通省・（公社）日本下水道協会）」等も必要に応じて参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。

## 理 由

本市の公共下水道は、既認可区域の汚水1,222.6ha(内特環271.1ha)・雨水575.3haを対象に整備推進中ですが、市街地の汚水整備については現在進行中の区画整理事業地内を除きほぼ完了しており、普及率は98.6%となっております。

今回の変更認可は、富士見市大字鶴馬他地内の工業系の開発計画に伴い19.3haを追加します。(開発計画に合わせて新河岸第13処理分区の一部を新河岸第12-2-2処理分区に変更し、新河岸第12-2-4汚水幹線の一部を廃止します)なお、荒川右岸流域下水道との整合を図るため、工場排水量の追加をゼロとします。

また、現在まで事業計画区域外として接続していた、中小様々な施設、住宅地等21.7haを、市の方針としてまとめて整理する事となったため事業計画区域に取り入れます。

さらに、区画整理事業などの遅れにより、当初予定していた事業認可工事完成予定年度での完了が難しいため、事業期間の延伸を行なうものであります。

事業計画目標年次については、上位計画である荒川右岸流域下水道の変更年次と整合をはかり令和4年度(令和5年3月31日)から令和6年度(令和7年3月31日)とします。

流域治水関連法案に関する調書書式の変更も合わせて行います。

下水道法事業計画（変更）資料

名称：荒川右岸流域関連富士見公共下水道

都市名：富士見市

項目	排水面積		排水人口	排水量	処理場	ポンプ場	管渠	
	合流	分流水					人	m <sup>3</sup> /日
既計画	合流	1,222.6	97,970	44,990				22,660
	分流水	1,222.6	97,970	44,990				22,660
	計	575.3	166.0m <sup>3</sup> /s		1			13,010
変更	合流	1,263.6	95,590	43,920				22,550
	分流水	1,263.6	95,590	43,920				22,550
	計	575.3	166.0m <sup>3</sup> /s		1			13,010
増減	合流	41.0	-2,380	-1,070				-110
	分流水	41.0	-2,380	-1,070				-110
	計							
計画決定	合流	1,325.6	98,240	46,960				440
	分流水	1,325.6	98,240	46,960				440
	計	1218.0	244.3m <sup>3</sup> /s		1			440
区分	名称	承認年月日	認可番号	備考				
既計画	富士見公共下水道	令和2年3月6日	下事第429-1号	備考				
	汚水量	区分	日平均	時間最大	原単位	日平均	日最大	時間最大
		生活排水	35,900	44,900	64,300	360ℓ/日	450	645
	処理場位置	工場排水	2,760	2,760	5,520	区分	BOD	SS
		処理場位置		処理能力水量		流入	187ppm	159ppm
処理方法		放流先		放流				
計画目標年次	令和6年度	水質環境基準						
雨水	降雨強度式	降雨強度	確率年	流出係数				
	3950 t+23	4610 t+23	47.5 55.5(mm/hr)	3年	5年	0.50	0.55	
事業費	管渠	ポンプ	処理場	その他	計	事業施工期間		
	1,327.5	630.5	—	—	1,958.0	昭和49年10月21日	～令和7年3月31日	
（百万円）								

  

項目	行政人口 (現在)	行政人口 (最終)	処理人口 (全体)	計画決定人口	下水道法人口	都市計画法人口	整備人口	汚水人口	水人口	整備率	普及率	水洗化率	排水面積 (全体)	計画決定面積	下水道法認可面積
行政人口 (現在)	112,817人	99,800人	99,700人	98,240人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,822.73ha	1,218.0ha	575.3ha
行政人口 (最終)	99,800人	99,700人	98,240人	95,590人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
処理人口 (全体)	99,800人	99,700人	98,240人	95,590人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
計画決定人口	98,240人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
下水道法人口	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
都市計画法人口	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	95,590人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
整備人口	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
汚水人口	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	111,211人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
水人口	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	110,233人	98.6%	98.6%	97.7%	1,218.0ha	575.3ha	13.6%
整備率	(B)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%
普及率	(B)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	(C)/(A)	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%
水洗化率	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	(D)/(A)	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%
排水面積 (全体)	1,822.73ha	1,218.0ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%
計画決定面積	1,218.0ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%
下水道法認可面積	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	575.3ha	98.6%	98.6%	97.7%	575.3ha	268.6ha	13.6%

  

変更内容	実施状況
1) 富士見市大字鶴馬他地内の工業系の開発計画に伴い19.3haを追加する。(新河岸13処理分区の一部を新河岸第12-2-2処理分区に変更する、新河岸第12-2-4汚水幹線の一部を廃止する) 荒川右岸流域下水道との整合を図るため、工場排水量の追加をゼロとする。	実施状況 (当該年度を含む)
2) 現在まで事業計画区域外として接続していた、中小様々な施設、住宅地等21.7haを事業計画区域に取り入れる。	
3) 事業期間の延伸を行なう。事業計画目標年次を上位計画である荒川右岸流域下水道の変更新年次に合わせ令和4年度(令和5年3月31日)から令和6年度(令和7年3月31日)とする。	

  

変更理由
1) 下水道整備促進のため。(開発計画に合わせた整備を行うため)
2) 現在まで未認可となっていた区域について、市の方針としてまとめて整理する事となったため。
3) 区画整理事業などの遅れにより、当初予定していた事業認可工事完成予定年度での完了が難しいため。

  

雨水	変更なし
雨水	変更なし

整備状況は、令和4年3月末で記入

※排水量は日最大



(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	施設の重要度等に応じて、概ね5年に一度、目視等点検・調査を実施。
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	毎年、維持管理業務により点検を実施。
水処理施設 (送風機本体)	
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度がIのものを修繕・改築対象とする。
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	健全度3から2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
水処理施設 (送風機本体)	
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	

iii) 改築事業の概要(令和5年度～令和6年度)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	今後策定するストックマネジメント更新計画の中で需要見通しの検討を行う予定
雨水ポンプ施設	別所雨水ポンプ場(雨水)のストックマネジメント計画による改築更新 ・建築物 一式 ・電気設備 一式
水処理施設 (送風機本体)	
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	

b) 施設の長期的な改築の需要見直し

改築の需要見直し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算年次	試算の前提条件
今後策定するストックマネジメント更新計画の中で需要見通しの検討も行う予定。	同左	同左